



韓国の廃棄物関連現況及び最新の政策（抜粋）¹

ソウル科学技術大学校 教授 Prof. Chae-Gun Phae
裴 在 根

1. 廃棄物管理法の制定趣旨及び体系

韓国の廃棄物の現況と政策を理解するには、廃棄物関連法体系に対する理解が要求される。廃棄物関連法の根幹は1967年に制定された汚物清掃法で、家庭等で発生する廃棄物の収集、運搬、処分に関する内容を定めている。1970年代に入ると重化学工業を育成しつつ産業廃棄物に対する管理が求められるようになり、1974年に環境保全法を制定、排水処理過程で発生する汚泥等の廃棄物を管理した。生活廃棄物は汚物清掃法、産業廃棄物は環境保全法による2元管理となったが、行政上で廃棄物処理処分の有権解釈において多くの問題点が発生したため、これらを一元化するために“廃棄物管理法”を1986年度に制定し、現在では廃棄物関連法の基本としての役割を果たしている。

廃棄物管理法は、汚物清掃法の延長線で廃棄物の収集運搬、処理及び処分に重点を置いていて、リサイクルという新しい概念を含むことはなかった。1992年から全国的に再活用品の分離除去を実施しながらリサイクル展開を規定する法の制定が要求されたことから、1992年に‘廃資源促進に関する法律’を制定して施行した。

90年代前半の廃棄物処理は近距離の埋立地で最終処分してきたが、処分する埋立地の確保が難しくなり、遠距離に埋立地を造成しながら費用節減面で中間処理を確保するために都市内に焼却場を設けるようになった。地域住民に対する理解と協力を求めるため‘廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援等に関する法律’を制定し、直接影響圏（300m）と間接影響圏に対して被害補償及び支援を可能とした。

2000年代に入ると経済状況が好転し、住宅需要が増し建築廃材が大量に発生したことから‘建設廃棄物法’が2000年に制定された。この法では建設工事と分離発注、解体分離排出、処理費用、循環骨材の使用義務を規定している。

2000年代後半に入るとEU、OECD等で廃電気・電子製品、廃自動車等のリサイクルやPOPs条約等、有害廃棄物物質に対する関心が高まり、こうした国際的な規制に対応することを目的に‘電気・電子及び自動車に関する資源循環法律’を制定した。

2. 廃棄物関連用語及び定義

廃棄物関連法が数回改正される中で用語自体も変化してきた。1986年当初は、現行の日本分類体系と類似した一般廃棄物と産業廃棄物、さらに産業廃棄物を産業一般と特定廃棄物に分類して管理してきた。1991年度に首都圏に大規模埋立地を造成し廃棄物を搬入したが、周辺住民等は有害性廃棄物が含まれていることを理由に産業廃棄物搬入に反対した。以後産業廃棄物の処理が困難となったこともあり、産業廃棄物という名称を廃止し、一般廃棄物と特定廃棄物という単純な体系区分を採用したこと、また1995年に全国的に従量制（廃棄物有料化）を導入し、事業場で排出する廃棄物と一般家庭で排出する廃棄物に負担する費用を差別化するため名称を変え今日に至っている。

3. 廃棄物種類別発生及び処理現況

2009年度の結果発表によると、廃棄物の全体発生量は36万6千トン程度である。内訳は、生活廃棄物

〈表 2〉 廃棄物管理法における種類の分類及び用語定義

廃棄物 “ごみ、燃焼灰、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死骸等人の生活及び事業活動に必要な物質”	生活 廃棄物		事業場廃棄物以外の廃棄物		生活系廃棄物
	事業場生活廃棄物	排出施設系事業場廃棄物	事業場生活廃棄物	排出施設系事業場廃棄物	
事業場廃棄物	事業場生活廃棄物	排出施設系事業場廃棄物	廃棄物を1日平均 300kg 以上排出する事業場	“事業場廃棄物”というのは「大気環境保全法」、「水質及び水生生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」に従って排出施設を設置・運営する事業場、その他大統領令に定める事業場で発生する廃棄物を言う。排出施設を設置・運営して廃棄物を1日平均 100kg 以上排出する事業場。	
	建設廃棄物	指定廃棄物	一連の工事・作業等によって廃棄物を5トン(工事の場合には着工する時から完了する時まで発生する廃棄物の量を言う)以上排出する事業場	法によって廃水終末処理施設、糞尿処理施設、下水終末処理施設、畜産廃水公共処理施設、廃棄物処理施設として一日平均 100kg 以上排出する事業場。	
	指定廃棄物	医療廃棄物	指定廃棄物：事業場廃棄物中で廃油、廃酸等周辺環境を汚染したり、医療廃棄物等人体に危害を与える有害な物質として大統領令が定める廃棄物	医療廃棄物：指定廃棄物中で人体組織等抽出物、脱脂ならびに実験動物の死骸等医療機関とか試験検査機関等で排出する人体に危害を与える物質として大統領令が定める廃棄物	

¹ 紙面の都合上、文章、図表等を全文ご紹介できませんでしたが。全文はOECC ホームページに掲載いたします。

5万トン、事業場廃棄物31万6千トンとなっている。事業場廃棄物中の建設廃棄物は18万3千トン、排出施設系12万3千トン、指定廃棄物は9千トンである。この10年間、廃棄物の発生量は増加の一途である。特に都市開発進行に伴う建設廃棄物が急増している。このような廃棄物の発生量を原単位で換算すると、生活廃棄物は1.02kg/人日水準を維持している。一方事業場廃棄物は2000年3.96に対し2009年には6.33に増加している。

4. 主要廃棄物の政策及び制度推進現況

前述の通り廃棄物関連法の変化に伴い各種制度及び政策が整備・施行されてきた。

1) 生活廃棄物従量制

わが国では1995年1月から“廃棄物従量制”という名称のもとに排出者から処理費用を徴収している。この従量制制度の導入によって廃棄物リサイクル促進及び発生量抑制に貢献したと評価が高い。生活廃棄物を処理するには1トン当たり収集運搬費50,000～80,000円/トン、処理費40,000～80,000円/トンが必要とされるが、実際徴収する費用は30～40%に留まり、財政自立に関する論議が続いている。

2) 生産者責任再活用制度等（EPR）の関連制度

廃棄物の発生を抑制するために生産過程における有害性物質の使用抑制及びリサイクル促進を目的に、以前から施行されていた廃棄物負担金制度と預置金制度を強化、預置金制度を補完改善する形で、2003年1月から生産者自責任再活用制度（EPR）を実施している。2008年度からはこれら制度の中間的役割を担う負担金自発的協約制度を導入し、負担金対象であるがリサイクルのための基盤整備に努力して一定水準に到達する場合にはEPRに転換するよう誘導している。

3) 生ゴミ関連制度

生ゴミに関連した政策は1994年から実施され、当初は発生源減量化対策として大規模食糧店と給食所に対する減量化義務事業場制度が始まり、1997年には、直接埋立を2005年1月1日から禁止する条項を廃棄物管理法に明示しながら地方自治体ごとに一般家庭で発生する生ゴミに対して積極的な対策が打ち出されるようになった。

2005年1月から全国的に生ゴミの分別廃棄が定められ、地方自治体や民間によって設立された265ヶ所の資源化施設に搬入されて処理されている。

4) 下水汚泥等に対する関連制度及び対策

現在韓国には下水処理場の施設数が約350か所で、ここで発生する下水汚泥は平均約7630t/日である。今までは海洋廃棄に依存して処理してきたが、2012年2月から海洋排出が禁止される予定であり、総合汚泥管

理計画を策定し対策を進行中である。これにより、現在政府は海洋排出・埋立及び焼却処理される下水汚泥6220t/日全量をエネルギー化する案も準備している。特に2012年から下水汚泥の海洋投棄禁止規制施行に対して、既存の‘下水汚泥陸上処理施設設置計画’をエネルギー化に転換する案も検討している。総計96か所の下水汚泥陸上処理施設設置を計画中であり、既に完工されたり、燃料化することができるように推進されている。

5. 結語

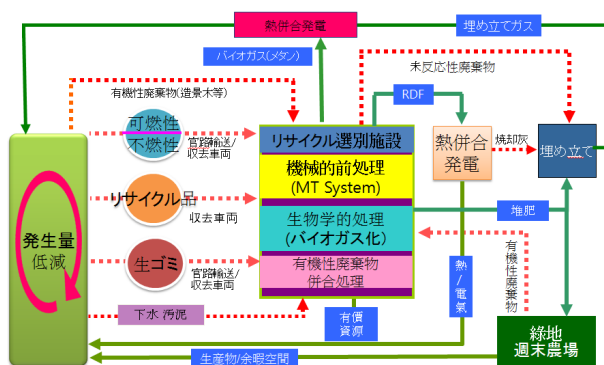
韓国における廃棄物政策の転換は1995年に実施された従量制制度（廃棄物有料化）、2003年の有機性汚泥及び2005年の生ゴミ直接埋立禁止、2003年EPR制度等で、最近では温室効果ガス及び原油価格上昇への対応策として推進されている廃資源エネルギー化である。

最近では、エネルギー化が強調されて Reduction>Reuse>Recycle>Recovery の概念が弱体化している傾向が現われているが、生ゴミは食糧の資源価値が再評価されながら発生抑制も大事な課題ということを再認識している。

下図には最近新しく計画されている大規模都市廃棄物処理計画案を提示した。基本的に温室効果ガス発生を最小化しながら有償物質及びエネルギーを回収することを前提にしてMBTシステム²が採用されていて、再活用品の選別場、有償物回収後に可燃性物質を固形燃料化するMTシステム、生ゴミ等の有機性廃棄物からバイオガスを回収してエネルギー化して、堆肥化するBTシステムが採用されている。

また廃棄物関連施設で発生する廃熱、バイオガス等を積極的に利用する発電システムと廃熱利用システムを採用している。

未来の社会が追求しなければいけない方向は、廃棄物を資源として再認識することで、最大限の発生抑制を通じて資源を節約し、発生後には再使用を奨励し、再使用が不可能な場合は物質として資源化して、物質として資源化が不可能な場合はエネルギーとして資源化しなければいけないだろう。



最近に大規模都市に適用されている廃棄物処理システムの事例

² 普通はMBT(Mechanical Biological Treatment)という用語に利用されるが、機会的な前処理だけをMT(Mechanical Treatment)、生物学的処理をBT(Biological Treatment)としています。